

各位

上場会社名株式会社リソー教育 代 表 者 代表取締役会長兼社長 岩 佐 実 次 (コード番号:4714 東証第一部)

問合せ先責任者 情報開示担当リーダー 劉 情報開示担当リーダー 石 田 敦 英

(TEL 03-5996-3701)

課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、平成26年3月7日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」 を開示しておりますが、その後、課徴金についての審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領 いたしました。

当社は、本日開催の取締役会において、同通知書に記載の課徴金に係る金融商品取引法第178条 第1項第2号及び第4号に掲げる事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁 審判官に提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

今後当社は、金融庁からの課徴金の納付命令の決定に従い、当該課徴金(納付すべき課徴金の 金額 金414,770,000円) を納付いたします。

当社は、このたびの事態を真摯に受け止め、今後の再発防止および信頼回復に努めてまいります。 株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけして おりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上